

宇城市行財政改革 (集中改革プラン)

熊本県宇城市

平成18年3月



目 次

はじめに

策定の目的と趣旨	2
行政改革の基本方針	2
財政分析と改革目標	3
1 改革目標	
2 目標指標	
取り組み方針	5
1 実施期間	
2 推進体制	
3 進捗状況の公表と意見の聴取	
事務・事業の再編・整理、廃止・統合	5
1 事務事業等の見直し	
2 行政評価システムの導入	
施設の統廃合・複合化	6
民間委託等の推進	6
1 指定管理者制度の活用等	
2 P F I手法の適切な活用	
定員管理・給与の適正化	7
1 定員管理の適正化	
2 給与の適正化	
3 定員・給与等の状況の公表	
4 福利厚生事業	
5 人材育成の推進	
第三セクターの見直し	10
1 既存法人の見直し	
経費節減等の財政効果	11
1 経費の節減・合理化等財政の健全化	
2 施設の管理運営等の合理化	
3 補助金等の整理合理化	
4 公共工事	
地方公営企業の経営健全化	21
その他	25
1 地域協働の推進	
2 公正の確保と透明性の向上	
3 電子自治体の推進	

宇城市行政改革集中改革プラン

はじめに

策定の目的と趣旨

近年、社会情勢の急激な変化により、市民のニーズが多様化・高度化している中、新たな社会的課題が発生してきています。また、経済情勢は、かつての右肩上がりの財政構造は期待できない状況にあり、国や地方の財政は、税収の低下が著しい中で経済浮揚対策を長く続けた結果、膨大な負債を抱えることとなり、本市の財政も極めて厳しい状況となっています。

一方、地方自治体には、地方分権の進展による主体的な取り組み、そして、市民の目線に立った行政サービスの提供が求められています。しかし、これまでの行政主導の行財政運営では、多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応し、地方分権時代にふさわしい市政を推進していくことは非常に困難であるといえます。

このような厳しい状況にあって、新市建設計画における基本理念「ひと、自然、文化きらめく未来都市」に向けて、市民に対するサービスの維持・向上を図るためには、単に「合理化」、「削減」にとどまらず、「新たな改革の視点」に立った行財政システムの抜本的な改革を実施し、かつ、職員自ら意識改革に取り組み、意識自体から変えていかなければなりません。

よって、この改革の実施を通じて、本市の行財政運営に民間企業の経営理念・手法を可能な限り導入し、「成果志向」、「顧客志向」、「競争原理」等により、経費の節減や効率的な行財政運営を目指すとともに、歳入の確保・歳出の抑制に努め、財政の健全化を強力に推進していく必要があります。

さらに「市政の主役は納税者である市民」、「行政の存在意義」という原点を再認識し、自己決定・自己責任という観点から、市民と行政で、市政に関する情報を共有すると同時に、市民が市政に主体的・積極的に参画し協働することにより、地方分権時代にふさわしい市政の発展に努めていく必要があります。

以上により、本プランは、職員一人ひとりが自ら原動力となって、第1次宇城市総合計画で掲げた本市の将来都市像「美しい田園風景と不知火海の文化に彩られた、未来に輝くフロンティアシティ・宇城」の実現を目指すこれからの行財政改革への取り組みの指針とするものです。

行政改革の基本方針

平成17年1月の5町合併を契機に、平成17年9月「第1次宇城市行政改革大綱」を策定しました。

経済の高度成長が見込まれない今日、将来に向けて持続可能な発展を遂げるためには、これまでの前例踏襲を基本とした行財政の「運営」という考え方から「経営」という考え方に転換していく必要があります。

行財政経営とは、限られた経営資源を最大限活用しながら、より良い市民サービスを効率的・効果的に行うため、「成果志向」、「市民志向」に基づき、迅速性と

コスト意識に根ざした取り組みを実現させることです。

そのためには、「成果重視」、「顧客重視」、「実施部門への権限移譲」といった企業的な経営理念・手法等の利点を可能な限り行財政経営に生かし、職員一人ひとりがコスト意識やサービス精神に立脚して、市民の信頼と期待に応えていく必要があります。

取り組みにあたっては、「最少の経費で最大の効果を挙げる」よう、一層、効果的な行財政経営に努めます。

第1次行政改革においては、(1)市民と行政の協働した行政経営、(2)効果的な行政経営、(3)健全な財政運営、(4)時代に即した組織と人材育成、の基本方針に基づき、新たな視点の行財政改革を推進していきます。

財政分析と改革目標

企業会計方式により作成した「バランスシート」及び「行政コスト計算書」を用い財政状況を分析した結果、(1)11年度から15年度にかけて資産は1.1倍増加したのに対し、負債は1.2倍の増加がみられます。(2)地方債は、11年度末の275億円から15年度末では335億円、増加率22%と大幅に増加しています。(3)総資産に対する正味資産の割合が50.6%と低くなっています。

これにより、本市の資産形成が、将来世代の負担による割合が高いことがわかります。特に、近年財政力以上の資産形成を進めてきたことを意味しています。

このように、今後の財政運営は、従来の延長線上での考え方ではいかんともしがたく、資産形成のあり方など抜本的に見直す必要があります。近年の資産形成は、今後の維持管理費増加の要因となることが予想されることから、資産の費用対効果を検証し、本市全体の観点から資産の統廃合を検討するなど、資産管理のあり方を見直す必要があります。そのためにも、公共施設の費用効果分析などを行う評価制度の構築が必要となります。

行政コストに関する分析では、市町村合併の影響から、人件費の割合が高くなっています。合併による効率化の効果を達成するためには、人件費の削減を進める必要があります。

今後、少子高齢化に伴い扶助費の増加が予想されることから、継続的・安定的な行政サービスを提供するためには、人件費の削減を急ぐとともに、予防医療の充実などにより、3つの保険事業に対する繰出金の抑制に取り組む必要があります。

さらに、補助費等の割合が高いことから、一部事務組合が実施する事業の効率化及び病院事業、水道事業の公営企業会計の効率化も必要です。

また、受益と負担の関係について、行政コスト合計と収入合計の比率が89.0%に止まるなど、負担比率が低く、受益者負担の検討も視野に入れる必要があります。

今後、事業の効率化を進めるためには、行政コストを正確に把握することが不可欠であり、事業別コスト計算の実施が必要となるところです。

以上のような現状分析を踏まえ、今後10年間に於いて次の目標を設定し、改革に取り組むこととします。

1 改革目標

- (1) 将来世代の負担を軽減します。
- (2) 多様化する住民ニーズに対応し、安定的・継続的な行政サービスの提供を行います。

2 目標指標

- (1) 総資産に対する正味資産の比率を現行の「50.6%」を「60.0%」に引き上げます。
- (2) 行政コストに対する受益者負担比率を現行の「89.0%」を「100%」に引き上げます。
- (3) 人件費の総額54億7,900万円を20%程度削減します。

歳出の削減

No	項目	目標
1	人件費	平成18年度から22年度までに職員数120人(18%)の削減を目指します。
2	物件費	事務事業の見直し、施設の統廃合により、毎年2,500万円ずつの削減を目指します。
3	扶助費	扶助費の内容見直し、受益者負担のあり方を再検討し、毎年2,000万円ずつの削減を目指します。
4	補助費等	一部事務組合の効率化等により、平成21年度までに毎年4,000万円ずつの削減を目指します。
5	繰出金	繰出先の財政健全化などにより、毎年4,000万円ずつの削減を目指します。

歳入の確保

No	項目	目標
1	公有財産の売却	遊休地、施設の統廃合で不要となる資産について、売却可能な市有地の売り払いにより歳入の増加を図ります。
2	受益者負担等	受益者負担の見直しを行うとともに、新たな財源の発掘研究を行い歳入の確保に努めます。

取り組み方針

1 実施期間

「宇城市行政改革集中改革プラン」の実施にあたっては、17年度から21年度までの5ヶ年の具体的な取り組み目標を策定し、着実に推進します。

また、第1次宇城市行政改革大綱の基本方針及び主要項目事項においても、本集中改革プランとの整合を図りつつ、継続して取り組むこととし、新たに取り組む改革プランの取り組み事項は、随時、第1期改革計画における追加事業として取り扱います。

2 推進体制

「集中改革プラン」の総合的かつ組織的な推進を図るため、全庁をあげて改革を実行していくとともに、学識経験者等15人で組織する「宇城市行政改革審議会」において進行管理を行います。

また、より機動力のある推進体制をめざして、必要に応じ組織の枠を越えた検討体制や推進に取り組めます。

3 進捗状況の公表と意見の聴取

本改革プランに基づく行政改革の進捗状況は、宇城市の公式ホームページ等を通じて公表します。

また、市民をはじめ外部からの幅広い意見を聞き入れることに努めます。

事務・事業の再編・整理、廃止・統合

1 事務事業等の見直し

新たな時代の変化に伴い複雑・多様化する市民ニーズに柔軟に対応するために、これからの事務事業については、効果や効率性の観点から、所期の目的を達成した事業等の廃止・縮小や類似する事業を統合するなどの見直しを行い、行政の果たすべき役割、受益と負担の公平の確保、行政効率等に配慮し、行政評価システム手法の活用等により事務事業の整理合理化を進めます。

また、再編・整理等について協議・検討を行うにあたっては、行政改革班・財政改革班・意識改革班で構成される行政改革検討委員会を設置し、その中で改革の素案を策定して庁内連絡調整会議及び部長会議において調整を行い、宇城市行政改革審議会でも幅広く市民の意見を取り入れた検討を行い、委員会の意思決定を経て市長へ答申し、広報誌などを通じてその状況を公表していきます。

2 行政評価システムの導入

市の政策・施策や事務事業について計画を立てて実行し、その成果を共通の指標に基づき評価して、次の計画に反映させるというマネジメント・サイクルを確立することにより、市政運営における行政資源の効果的な配分を図るとともに、評価結果を公表することにより、行政の透明性の向上及び市民参画の市政を推進します。

なお、行政評価システムの導入については、19年度の本格稼働を目指し、平成18年度から検討を行う予定です。

施設の統廃合・複合化

本市は、これまで合併前旧各町において公共・公益施設の整備を進めてきましたが、結果、施設整備後の維持管理経費、地方債債務の増大等、財政運営に大きな影響を与える要因となっています。

そのため、今後の新たな施設整備や、老朽化による施設建替などのタイミングをとらえ、施設の複合化の検討を図ります。

さらに、多くの既存施設が更新期を迎えることから、施設の統廃合を含む活用策及び今後の施設のあり方を十分検討するとともに、存続する施設については、改築・改修の計画や維持管理経費を推計分析するとともに、問題点及び管理運営の改善策等をまとめた「施設白書」を策定し公表します。

民間委託等の推進

現在、実施している事務事業において、サービス水準の向上、業務の効率化、経費の節減を図る観点から、民営化・民間委託・PFI・指定管理者制度などの導入を積極的に推進して行きます。既に委託している事業については、より効率的な委託方法への見直しを図ります。

また、公共施設等の管理運営については、サービスの向上と運営の効率化を図るため、民間への管理委託やボランティア等との協働の積極的な推進、指定管理者の導入など、公共施設の運営形態の見直しを進めます。

1 指定管理者制度の活用等

改正地方自治法に基づく指定管理者制度は、「公の施設」の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図り、経費の節減等を目的とする制度です。

本市では、公設民営化等による民間能力の活用を図る観点からも、この指定管理者制度をより効果的なものとするため、次により検討を行っていきます。

* 現在、管理委託を行っている「公の施設」については、平成18年4月1日から指定管理者制度の導入を原則とします。

* 現在、直営の施設及び今後新規に設置される施設については、指定管理者制度の活用について検討を行います。

(1) 公の施設についての取り組み目標

18年度に指定管理者制度導入を予定する8施設（総合健康福祉センター、豊野福祉センター、老人福祉センター、不知火温泉ふるさと交流センター、アグリパーク豊野、三角西港観光施設、三角駅前フィッシャーマンズワーフ、農産物処理加工センター）

22年度までに、その他の施設についても施設管理のあり方について検討を行います。

特に、文化会館・体育館等の社会教育施設から検討を開始します。

(2) 公の施設以外の施設についての取り組み目標

22年度までに、給食センター等においても、サービス水準の向上と業務の効率化を図る視点に立ち、アウトソーシングの可能性について検討し、積極的に活用していきます。

(3) その他の委託業務についての取り組み目標

本庁舎や支所庁舎等の業務委託については、旧町から継承している実情があります。一元化による業務の効率化と経費削減を図るため、18年度にその現状分析と見直しを行い、可能なものは19年度から実施して行きます。

2 PFI手法の適切な活用

PFI手法による事業化にあたっては、事業スキームの設定から事業採算性等の検討は勿論のこと、実施方針の策定・公表により事業者への事業方式、事業収入などの事前情報を提供することにより事業性の確保や、特定事業の選定・公表、民間事業者の選定・公表により透明性の確保が図れるよう、今後「PFI導入事業基本計画(仮称)」を策定し、これに基づいて対応できる事業及び実施年度の検討を開始して行きます。

定員管理・給与の適正化

1 定員管理の適正化

本市の職員数は、総務省の定める「定員モデル」や「類似団体等職員数」との比較によると若干上回っていますが、合併による効果を最大限に生かすため、組織の統廃合等、効率的・合理的な行政運営による定員適正化計画を策定し、22年度までに現在の職員数より18%の削減を目指すものです。

定員モデル職員数

定員モデル (平成17年4月1日現在)	定員モデル 試算職員数	定員モデルに 対する実職員数
	418人	451人

資料：総務省「地方公共団体定員管理調査」より作成

注) 定員モデルとは、人口、面積及び道路延長など地方公共団体の行政需要と関連が深いと考えられる指標と職員数との関係を統計的手法により分析し、参考となる職員数を算出できるように、作成された算式のことです。対象となる職員は、地方公共団体が自主的に定員管理に取り組むことの出来る分野の多い一般行政部門であり、教育、消防、公営企業などの職員は対象外です。

類似団体等職員数（普通会計職員数）

	人口（国調）	職員数	職員 1 人当たりの人口
宇城市	63,091人	555人	113人
類似団体平均(2 3 市)	59,704人	478人	124人

資料： 総務省「地方財政状況調査」（17年度）「地方公共団体定員管理調査」より作成

注1） 普通会計とは、各地方公共団体間の財政的な比較等を行うため、地方財政統計上統一的に用いられている会計区分です。宇城市においては、総職員数670人（17年4月1日現在）のうち病院、水道等の事業職員を除いたものが普通会計職員です。

注2） 類似団体とは、地方公共団体定員管理調査上で、全市町村を人口と産業構造を基準にグループに分けたもので、宇城市は、人口5万5千人～6万5千人、第2次・第3次産業が85%～95%のグループに属しています。

（1）定員適正化計画の策定

今後の大量退職を踏まえ、事務事業の見直しを行うとともに、職員の採用抑制、民間委託や民営化の推進、定数外職員の活用拡大により、計画的な職員削減を図ります。

* 17年度から21年度までの取り組み目標

今後、団塊の世代の大量退職による世代交代をスムーズにのりきり、17年4月1日と比較し、22年4月1日において、現在の職員数の18%に当たる120人を削減します。

（2）目標管理、人事考課制度の策定

組織管理のための研修を通して、目標管理、人事考課制度を策定します。

* 17年度から21年度までの取得目標

適正な目標管理を浸透・育成し、人事評価の確立と職員の意識改革を図ります。

2 給与の適正化

（1）給与制度

本市における給与については、合併に伴う旧町の格差は未調整です。そこで、合併時において退職時の特別昇級の廃止、特殊勤務手当、その他手当等の見直しを実施し、給与の適正化に努めてきたところです。今後、国における給与制度改革を見据え、財政状況を検討し給与水準の適正化に努めます。

高年齢層の昇級制度の見直し

・ 17年度から21年度までの目標

高年齢者の昇級制度については、国の制度改革に伴い今後検討見直しを図ります。

退職時の特別昇給の廃止

退職時の特別昇給については、国に準じて17年度に廃止します。

退職手当の最高支給率の引き下げ

退職手当の支給率については、平成16年度に最高支給率を国に準じた措置としました。

時間外勤務手当の削減

時間外勤務の縮減により、総人件費の圧縮のほか、時間外勤務の常態化に起因する公務能率の低下や職員の過重労働による健康障害の発生の防止を図るため、時間外勤務手当の縮減を図ります。

職務や能力、実績を反映できる給与制度及び民間や国等の同種の職種に従事する者との均衡に留意した給与制度の検討を行います。

業務の性格や内容を踏まえつつ、住民の納得と支持が得られるよう、給与制度・運用・水準などを検討します。

- ・ 17年度から21年度までの取り組み目標

国の動きを見据え、職務や能力、実績評価を反映できる給与制度を構築します。

(2) 特殊勤務手当の見直し

特殊勤務手当は、その支給要件として「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない」と認められるものに従事する職員に、その特殊性に応じて支給する。」ものです。

本市においては、合併を期に本来の支給要件に照らし、その支給が妥当かどうかの検討を行ったところです。

見直しの内容としては、特殊性の有無、業務実態及び支給の実績、国、県、他市の状況を基準に検討を行い、手当の廃止をはじめ、支給対象業務の見直しを行い、現在14の手当があり、今後も、国、県等の動向を踏まえ見直しを行っていきます。

- ・ 17年度から21年度までの取り組み目標

制度の趣旨に合致しないものについては、見直しを図り、制度の趣旨に合致した手当とします。

3 定員・給与等の状況の公表

定員・給与等については、合併後地方公務員法の改正を受け「宇城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定したところです。

- ・ 17年度から21年度までの取り組み目標

給与等の状況の公表については、条例に基づき、市民にわかりやすい方法で、広報紙のほかインターネットを利用し公表を行っていきます。

その際、定員・給与等の状況の公表について、地方公務員法の改正を踏まえ、住民等が理解しやすいように工夫を講じ、公表することとします。

4 福利厚生事業

本市における職員の福利厚生事業は、早急に職員の会費と市からの補助金で運営される職員互助会の設立を行い、昨今の社会情勢を考慮し、市民の理解が得られる福利厚生制度を実施していくことが必要です。

- ・ 17年度から21年度までの取り組み目標

設立後の職員互助会への補助金及び給付事業等について、市民の理解と支持が得られるよう、適正な運営を図ります。

5 人材育成の推進

本市においては、18年度に「宇城市人材育成基本方針」を策定し「使命感と責任感をもち、説明責任を果たすことができる職員」、「仕事への情熱と柔軟な発想で、創造的な仕事をする職員」、「広い視野と経営感覚を持ち、効率的な仕事をする職員」を目指すべき職員像とし、これらの職員を育成するため、人材育成戦略に基づき必要な研修を行い、人材育成を行っていきます。地方分権時代を迎え、本市においても自己決定の下に地域固有の政策課題に対応していくことが求められており、時代の変化を認識し、新たな発想と政策課題に挑戦する意欲や高い専門性を持った職員の育成が急務です。そのためには、職員の意識改革はもとより、職員の意欲と能力を最大限に引き出す必要があることから、人事制度と研修制度の連携のもと、早急に人材育成基本方針を策定し、新たな人事評価システムを構築する必要があります。

(1) 人材育成基本方針の策定

- * 17年度から21年度までの取り組み目標

人事制度と研修制度が連携のもと、人材育成基本方針を18年度で策定し、地域固有の政策課題に対応できる、自ら考え行動する職員の育成を図ります。

(2) 新たな人事評価システムの構築

- * 17年度から21年度までの取り組み目標

職員の意欲・能力を最大限に引き出す人事評価システムを目指し、公正かつ客観的な新たな人事評価システムを構築します。

第三セクターの見直し

第三セクターは、その時々時代の要請を受けて設立されたものであり、市の行政施策と密接に連携しながら公共サービスの提供主体の一つとして重要な役割を担ってきましたが、社会経済環境の変化によって、それらを取り巻く経営状況は大変厳しくなっています。

さらに、新たに地方自治法の改正により、公の施設の管理に関して、指定管理者制度が導入されたことにより、民間事業者の参入も可能となったことから、公の施設の管理を受託しているセクターにとっては、その事業基盤に大きく影響を及ぼすものであり、まさにそのあり方が問われています。

本市においては、国の指針である第三セクター改革の流れを踏まえて、セクタ

一の役割等を再検討し、市の取り組む課題と外郭団体自らが取り組む課題について明らかにし、セクターの統廃合や市の関与のあり方について抜本的な見直しを図ります。

特に次の事項に留意し、更なる経営改革に積極的に取り組みます。

- * 外部による監査体制を強化するとともに、行政評価の視点を踏まえ点検評価の充実・強化を図ります。
- * 経営状況等について、議会への説明のほか、住民に対しホームページなどの活用によるわかりやすい情報公開に努めます。

1 既存法人の見直し

関与法人（出資比率25%以上の法人）を対象

現在、市がそれぞれの施設を管理・運営をしていますが、指定管理者制度導入に伴い、平成18年4月からの3年間は、現在の法人が指定管理者として管理・運営をすることで決定しています。その後は公募となり、3年後も指定管理者となる保障はなく、よって、今後は企画力・経営力等が問われることになるため、さらに、経営のスリム化を図り、民間との競争に打ち勝つための体質改善の努力が必要になります。

経費節減等の財政効果

1 経費の節減・合理化等財政の健全化

財源配分の重点化を図るため、実施計画期間中の基本方針を明確にし、限られた財源を有効に活用できるように選択と集中をより進めていくこととしています。

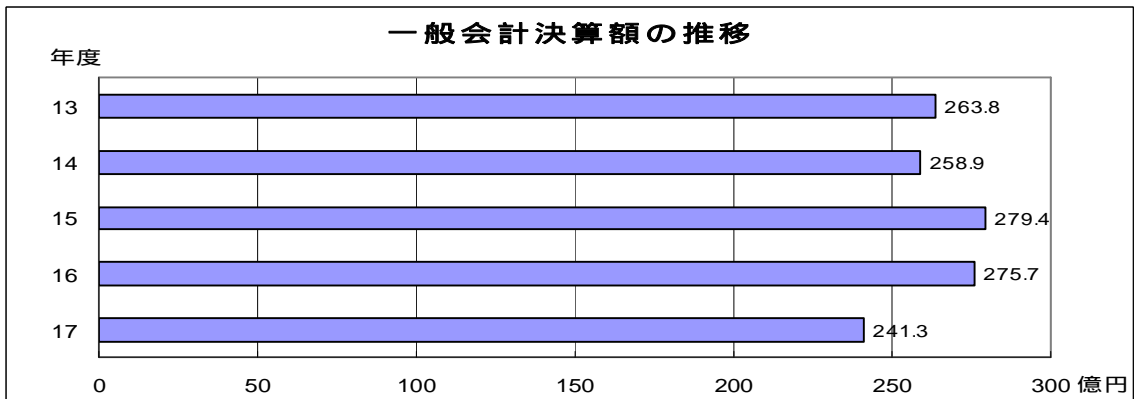
さらに、18年度予算からは配分方式をシーリング方式から枠配分方式に変更し、経費の削減・合理化による健全化を一層進めるため、各部局に自己決定・自己責任を持たせ事務事業の改善に取り組んでいます。

また、平成17年6月には監査法人に依頼し、旧5町分を合算した宇城市としてのバランスシートと行政コスト計算書の作成及び分析に加え、類似団体との比較や、公営企業を含めた連結ベースのバランスシート及び将来バランスシートを作成・分析し公表するとともに、各種の財政指標の分析、財政状況についても公表しているところです。以下、本市の財政状況については次のとおりです。

(1) 財政の状況

決算額の推移

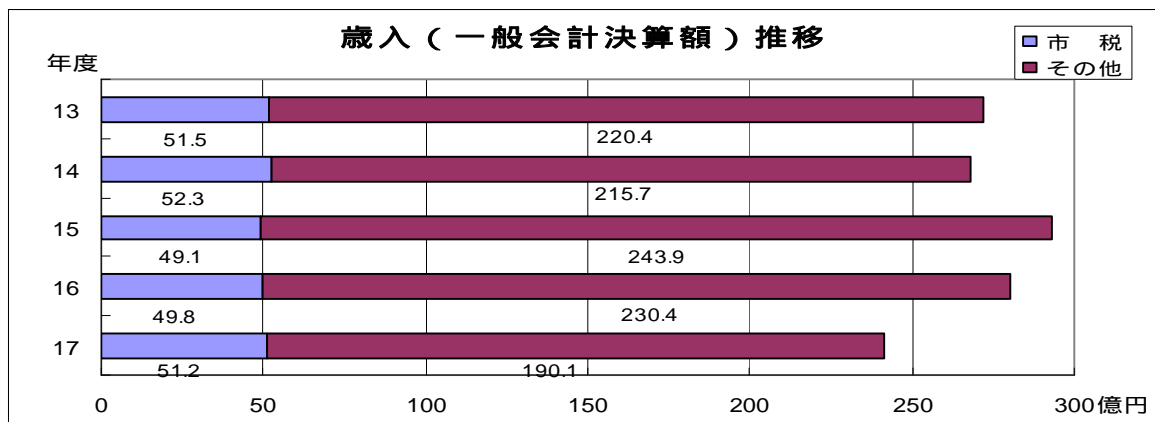
本市の一般会計の決算規模は14年度までは概ね260億円程度でしたが、15年度と16年度については、合併前に公共施設等の整備拡充を重点的に実施したことによる投資的経費の伸びが主な増加要因です。17年度の減額については、経常経費を縮減しながら投資的経費を抑制したことが主な要因です。



* 13年度から16年度は合併前の旧5町の地方財政状況調査による決算額を合算しており、17年度については予算額で記載しています。以下についても同じです。

市税

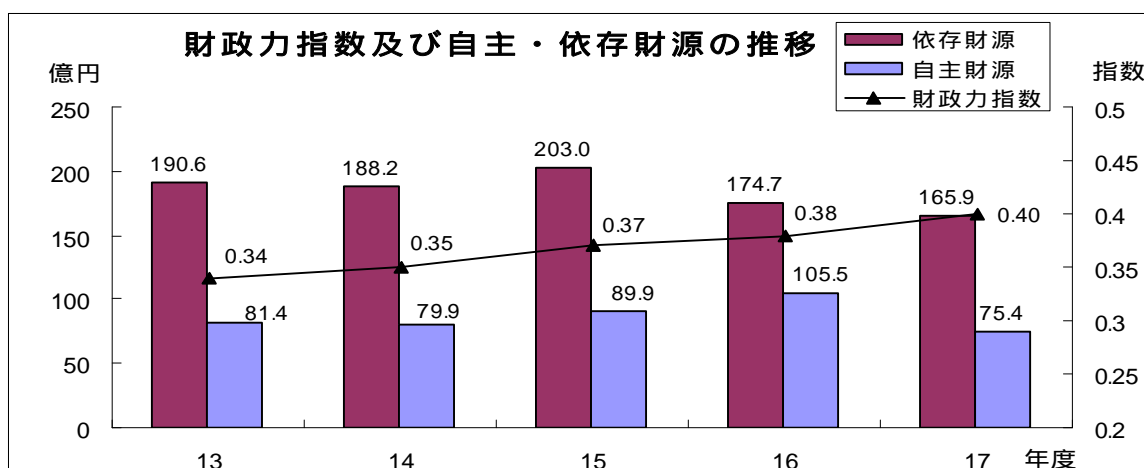
本市の歳入の根幹をなす市税の動向は、長引く景気の低迷による市民税の減収等が市税全体に影響を及ぼし、50億円程度で伸び悩みの状態が続いています。昨今景気は回復しつつあるものの、18年度以降もこの状況は続くものと推測されます。



財政力と自主財源

自治体の財政力の強さを測定するひとつの尺度として、財政力指数があります。これは、全国的にみて標準的な財政を行う場合に必要とされる経費とそれを賄うために自主的に徴収される標準的な収入を比較したもので、その値が大きいほど、その団体の財政基盤が強いことを示します。本市は平成17年1月に近隣5町の合併により市となり、合併による財政基盤の強化が図られたところです。

しかし、本市の財政力指数は、類似団体の平均をやや上回る程度であること、また、自治体の行政活動の自主性と安定性を示す指標としての、自主財源比率が概ね30%程度であること等により、依然として国県の政策等の影響を受けやすい財政構造の団体となっています。



「自主財源」とは、自治体が自主的に収入しうる財源のことで、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入のことをいいます。

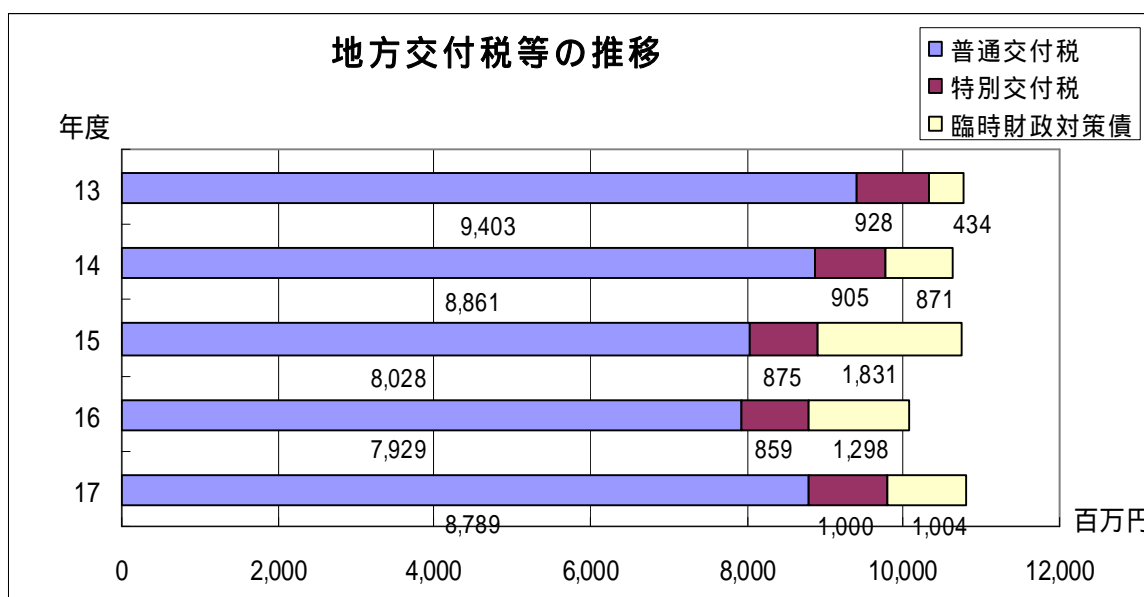
「依存財源」とは、国・県から交付されたり、割り当てられたりする収入のことで、地方交付税、国庫・県支出金、地方譲与税、地方債などのことをいいます。

地方交付税

平成12年度には98億4,100万円の交付額でありましたが、13年度以降、国の財源不足から臨時財政対策債が導入されたことや、「三位一体の改革」に伴う交付税制度の見直しがあり、16年度には79億2,900万円まで減少してきています。

17年度で普通交付税が増加していますが、その主な要因は17年1月に合併し、市制施行したことにより生活保護事務が発生したこと、養護老人ホーム等保護費負担金が一般財源化され交付税に算入されたこと及び合併直後の臨時的な経費分として措置されたこと等であり、用途が特定される特定財源的要素の強い費目での伸びによるものです。

また、17年度から26年度までは、旧自治体ごとに通常の算定方法により計算した交付税の額の合算額が交付されますが、27年度以降段階的に1本算定に移行されるため、さらに厳しい財政状況になることが予想されるところです。



「地方交付税」とは、財源の地域的な不均衡を是正し、すべての自治体が合理的かつ妥当な水準の行政を行うことが出来るように、必要な財源を確保することを目的としているもので、普通交付税と特別交付税があります。国庫支出金とは異なり、用途について何らの制限も受けない、いわゆる一般財源となります。

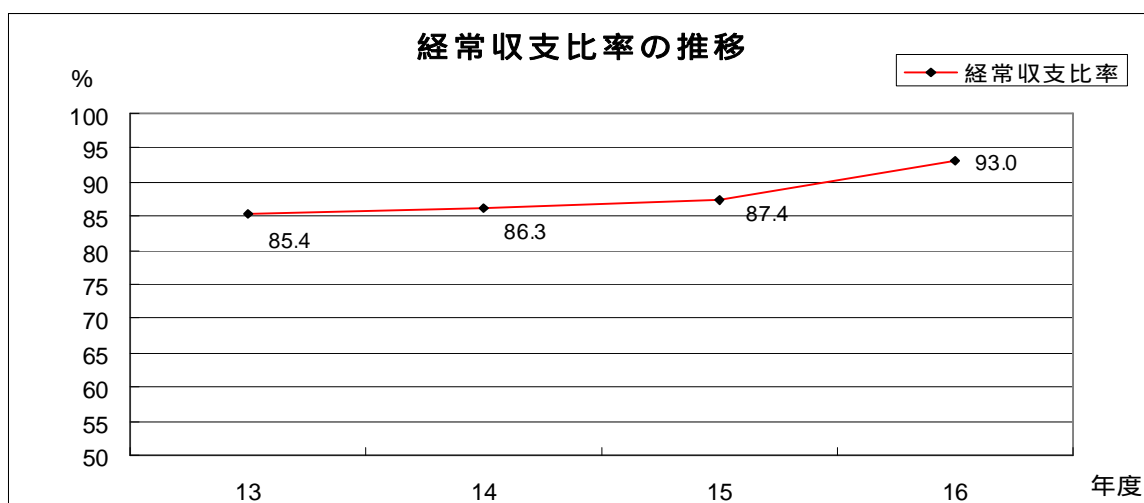
「普通交付税」とは、合理的な基準に基づき、自治体が妥当な水準の行政を行うために必要とする額（基準財政需要額）と標準的に徴収が見込まれる税収入（基準財政収入額）を算定し、収入が不足している場合に、これを補うために国から交付されるものです。

「特別交付税」とは、普通交付税の補完的な機能を果たすもので、普通交付税の算定にあたり反映することが出来なかった、各自治体の特別な事情を考慮して交付されるものです。

「臨時財政対策債」とは、国が普通交付税として自治体に交付してきた額のうち、交付税特別会計の借入金で対応してきた財源不足分について、その半額を赤字地方債に振替えたもので、通常地方債とは異なり、一般財源となります。（後年度の元利償還金が、普通交付税算定の際に基準財政需要額に算入されるもので、当初、13年度～15年度の臨時的措置が、さらに3年間延長されています。）

財政構造

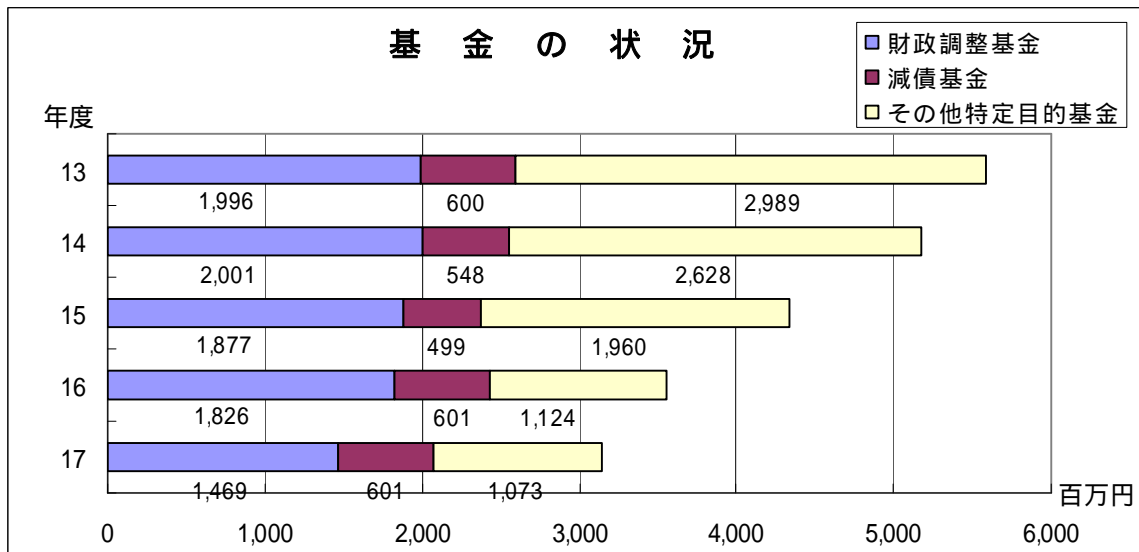
自治体の財政構造の弾力性を測る比率として経常収支比率がありますが、これは、地方税、地方交付税等の経常一般財源収入が人件費、扶助費等の経常経費に、どの程度充当されているかをみるもので、都市にあっては75%程度が妥当であり、80%を超えると、その自治体は弾力性を失いつつあるとされています。本市の場合は、類似団体平均(95.9%)を下回ってはいますが、人件費や福祉関係経費の扶助費と老人保健、国民健康保険、介護保険特別会計への繰出金で増加しており、比率は年々悪化してきています。



$$\text{経常収支比率} = \text{経常経費充当の一般財源} / \text{経常一般財源} \times 100$$

基金の状況

基金には、特定の目的のために財産を維持し資金を積み立てるものと、特定の目的のために定額の資金を運用するものの2種類があり、本市では現在6つの基金が、それぞれの目的に応じて設置されています。例えば、財政調整基金は、予算編成時の財源不足の補填、災害時などの対応に備えるもので、16年度末の残高は約18億2,600万円(前年度比5億1千万円)となっています。今後も一定額を確保していく必要がありますが、市税の伸び悩みや地方交付税が減少しており、基金を取崩して補ってきたため16年度末での全体の基金残高は、約35億5,100万円となり、13年度の約6割強まで減少している状況です。

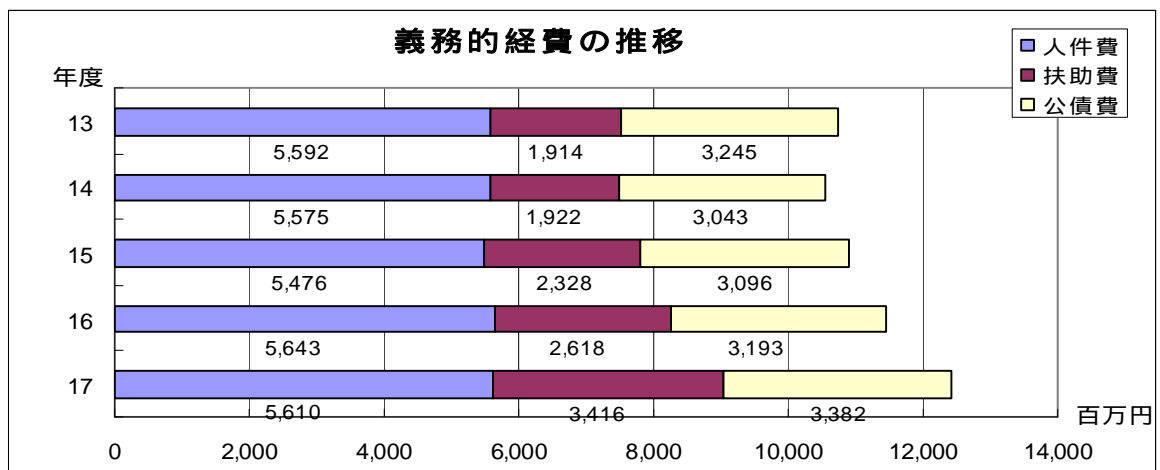


義務的経費

義務的経費とは、人件費、扶助費及び公債費のことで、支出が義務づけられている経費です。人件費は団体が存立する限り経常的に支出しなければならず、扶助費は生活保護をはじめ大部分が法令の規定により支出が義務づけられており、公債費は市債の償還に要する経費であり、いずれも任意に節減できない経費です。

一般的に歳出全体に占める義務的経費の比率が低いほど財政は弾力性があり、高いほど硬直化しているといえます。本市の場合、13年度と比較すると人件費は微増し、公債費は1.04倍、扶助費においては1.78倍にまで増加してきています。

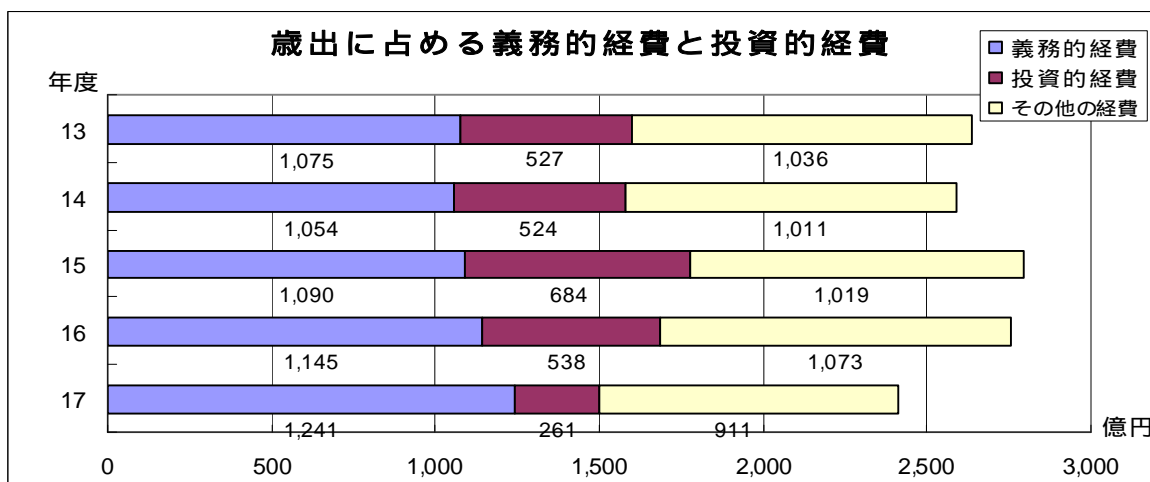
扶助費の伸びが著しいのは、障害者福祉事務が県から事務委譲されたことによるもの、合併し市制施行したことにより生活保護事務が発生したことによるもの、児童手当等制度の拡充によるものなど制度的な要因によるもの、また、扶助対象者が年々増加していることなどが最大の要因です。



投資的経費

投資的経費とは、その支出効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費をいい、工事費や公有財産購入費などの普通建設事業費を指します。国の補助金を受けて行う補助事業と、市単独で行う単独事業費に分類されます。

15年度の投資的経費の増加要因は、教育関連施設や道路改良事業等の整備拡充を重点的に行ったことが要因です。17年度のその他の経費（物件費、補助費等など）の減少は合併効果による経常経費の削減によるものであり、また投資的経費では単独事業を見合わせたことや事業費を圧縮したことが要因です。



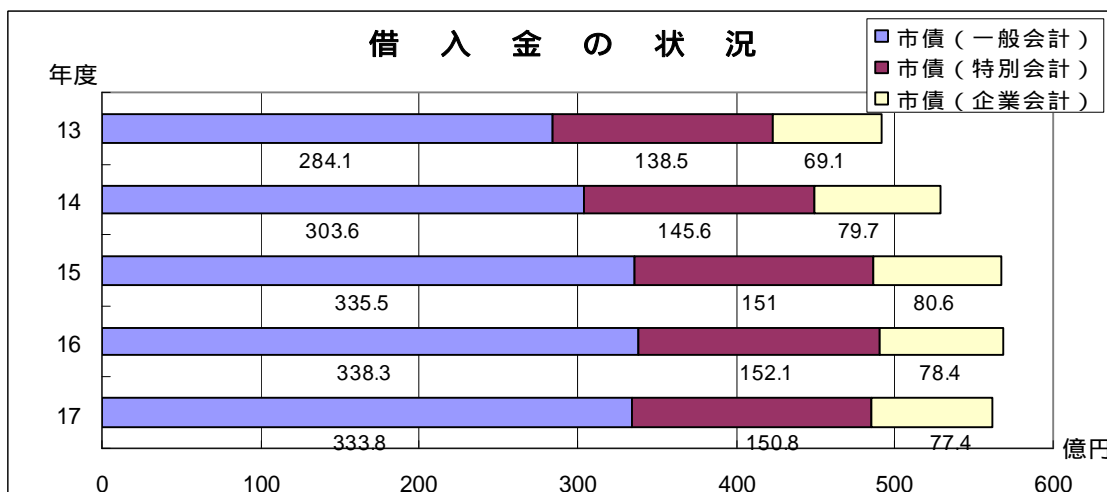
その他の経費は、委託料・光熱水費・消耗品費などの物件費、他会計の不足を補うための繰出金、負担金・補助金などの補助費等、施設の維持補修費などです。

借入金

地方債（市債）は、自治体が財源の調達を目的として行う「借金」で、その返済が一会計年度を超えて行われるものを指します。

地方債の活用により、「財政負担の年度間調整」や「世代間の負担の公平」を図ることができますが、翌年度以降、その償還のための支出を義務づけられることになるため、過度に地方債に依存することは、将来の財政運営の健全性を保つ観点から好ましくありません。

本市の場合、16年度末の市債残高は全会計で約568億8千万円であり、13年度と比較すると、1.19倍に増加しています。このため、今後は借入金の返済状況を勘案し、事業の取捨選択を行い、将来計画を見据えた借り入れとする必要があります。



表示された市債残高は、元金のみで利息は含まれていません。

市債の借入先は、国の財政融資資金、公営企業金融公庫、民間銀行などです。

（ 2 ） 財 政 計 画

本市の財政状況は、事務事業の見直しや経費節減を行うなど効率的な財政運営に努めていますが、財源の確保において厳しい状況にあります。

歳入面では、長引く景気の低迷や恒久的な減税の影響を受け、自主財源の中心である市税（市民税や固定資産税など）が伸び悩んでいます。また、収入の中心となる地方交付税については、三位一体の改革により国庫補助負担金から交付税化されたもの、市制施行に伴うものなど特定財源的要素の強い費目での伸びはあるが他の費目では年々減少してきています。

一方、歳出面では、国の経済対策等に対応しつつ公共事業に取り組んできたことや学校や社会教育関連施設等の建設に伴い市債を発行したことから、今後市債の元利償還のための公債費の漸増が見込まれます。また、少子高齢化社会の進展や長期にわたる不況により、民生費が増加しており中でも扶助費の増加が顕著です。

また、国の三位一体の改革が進む中で、地方への税源移譲とともに、国庫補助負担金及び地方交付税の見直しがあり、本市における財政運営も更なる改革が必要となっています。

このような厳しい財政状況の下でも、少子高齢化の進行や高度情報化・国際化の進展、地球規模の環境問題の顕在化など、社会情勢は大きく変化しており時代ニーズへの的確な対応が求められています。本市としてもこれらを見据えた諸施策に取り組んでいかなければなりません。

平成 2 1 年度までの財政計画は次表のとおりです。

普通会計財政計画

歳入

(単位：百万円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
市 税	5,119	5,035	5,285	5,338	5,338
地方譲与税	627	825	625	625	625
各種交付金	935	933	936	936	936
地方交付税	9,354	8,815	8,662	8,919	8,770
分担金、負担金	357	270	273	265	259
使用料、手数料	506	488	488	488	488
国庫支出金	2,181	2,589	2,880	2,605	2,587
県支出金	1,454	1,714	1,108	1,015	1,014
財産収入及び寄附金	19	7	7	7	7
繰入金	966	1,481	1,360	622	300
繰越金	215	300	300	300	300
諸収入	357	288	258	258	258
地方債	2,040	3,565	4,054	3,483	3,259
歳入合計	24,130	26,310	26,236	24,861	24,141

歳出

(単位：百万円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	5,610	5,479	5,632	5,334	5,002
物件費	2,673	2,469	2,444	2,419	2,394
維持補修費	114	96	100	100	100
扶助費	3,416	3,357	3,357	3,357	3,182
補助費等	3,108	2,954	2,921	2,881	2,841
普通建設事業費	2,495	5,472	5,111	3,903	3,697
災害復旧費	118	3	4	4	4
公債費	3,382	3,479	3,706	3,942	4,000
積立金	1	1	1	1	1
投資、出資金及び貸付金	48	48	48	48	48
繰出金	3,143	2,926	2,886	2,846	2,846
予備費	22	26	26	26	26
歳出合計	24,130	26,310	26,236	24,861	24,141

【算出条件】

(1) 歳入

市税については、18年度税制改正による個人住民税等の増収を考慮し推計しています。

地方譲与税のうち所得譲与税については、18年度税制改正に連動して廃止されるものとして推計しています。

地方交付税については、17年度をベースに5年間で12%減とし、合併特例債の交付税措置分を推計し加算しています。

地方債の臨時財政対策債については、17年度をベースに5年間で12%減とし算出しています。

その他の歳入については、過去の決算状況を勘案して算出しています。

(2) 歳 出

人件費の市議会議員については定数減を見込み、一般職員は定期昇給率を見込み、給与改定は見込まずに算出しました。また、平成22年度までに職員を120人削減することで算出し、退職手当組合特別負担金を加減し算出しています。

物件費、補助費等及び繰出金については、事務事業の効率化によるコスト削減等を勘案し毎年一定額を削減することで算出しています。

普通建設事業費については、第1次宇城市総合計画の実施計画をベースに勘案し算出しています。

その他の歳出については、過去の決算状況を勘案して算出しています。

2 施設の管理運営等の合理化

(1) 18年度からの取り組み目標

本市の施設については、旧5町のそれぞれの観点により建設されたもので、そのまま引き継がれ現在に至っています。その多くが更新期を迎えることもあり、今後の建替などのタイミングをとらえ、将来の必要性や施設の適正な配置を勘案しながら、統廃合を含む活用策及び今後の施設のあり方についての検討を行います。

また、存続する施設については、改築・改修の計画や維持管理経費を推計するとともにそれらを分析し、問題点及び管理運営の改善を図ります。

それらを取りまとめ、市民との情報の共有を図ることを目的とした「施設白書」を策定し公表します。

3 補助金等の整理合理化

(1) 18年度からの取り組み目標

18年度一般会計当初予算額263億円の内、19節の補助金は、13億1,544万3千円で約5%を占めています。

補助金の削減については、これまでは一律カット等の手法により経費の削減を行ってきました。そこで、18年度からの取り組みとして、全ての補助金等を新規事業として位置づけ、その目的、効果、市の役割等を検証し再構築することとしています。

そのため第三者（監査法人）の視点からの提言も参考にし、個々の補助金ごとに評価シートを作成し、廃止、縮小、継続、拡大など今後の方向性を位置づけ整理合理化を図り経費削減に努めます。

4 公共工事

公共工事の入札・契約については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律において義務づけられた事項や適正化指針における主要事項について既に対応しているところです。

今後、入札・契約における更なる情報公開の拡充及び公正・公平性の確保、併せて入札事務の効率化を図るため、熊本県・市町村電子入札システムを平成20年度を目途に導入していきます。

地方公営企業の経営健全化

地方公営企業の事業数は、2事業であり、これらの事業が供給するサービスの必要性については、地方公営企業として自治体が直接実施するにふさわしいものであるのか、PFI事業として設置されるべきであるのかなど、検討の余地を残すものもあります。

一方、地方公営企業として事業を継続するにしても、指定管理者制度などの民間的経営手法の導入や中期経営計画の策定、事務事業の見直しなどは、当然求められるものです。それぞれの事業においては、社会経済情勢の変化を適切にとらえ、より一層の経営の健全化を推進していきます。

(1) 病院事業

市民病院では、病院事業の経営基盤の強化、経営の効率化、医療サービス水準の向上を図る観点から地域医療計画を踏まえつつ、保健・医療・福祉の連携を強化し地域医療ニーズを的確に把握し、運営して行くことが必要です。

経営改革の推進

病院経営を取り巻く環境は、診療報酬の見直し、医療保険制度の改革、疾病構造の変化などにより大きく変化し、これらの変化に適切に対応していくことが急務となってきました。

市民病院では、病院事業に対して自主性と責任を持ち、企業としての経営組織体制を整備し、民間の経営手法の導入を図り経営を安定強化し、効率的で良質な医療を提供していくことが必要です。

* 16年度末時点における実績

- ・ 入院医療費収益の増加に取り組めます。

* 17年度～21年度までの取り組み目標

- ・ 引き続き、入院医療費収益の増加に努めます。(病床利用率90%)
- ・ 業務内容について、民間活用が導入できる部署は、今後積極的に取り組めます。

定員管理・給与の適正化

安全で安心な医療を行うべく適切な医療、看護計画の下に給与、定員管理の適正化に努めます。

人件費の医業収益に占める割合を50%以下になるよう計画期間中、積極的に取り組めます。

* 定員管理の適正化

- ・ 11年4月1日～16年4月1日までの定員管理の適正化実績
(16年度63%)
- ・ 17年4月1日～22年4月1日までの定員管理の適正化目標
(50%以下)

(単位:人)

事業名	数値目標				
	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1
公営企業	72	67	65	62	58
うち病院事業	32	32	31	29	28

* 給与の適正化

市職員の枠組みに沿って適正化を図ります。

- * 定員管理、給与の適正化の公表状況給与については、市の条例に基づき公表します。(17年度から実施)

経費節減等の財政効果

医業収益の増収に努め、医業収支の黒字化を目標に、引き続き経営基盤の強化を図ります。

医業収益の医業費用に占める割合を100%以上とし、計画期間中これを堅持します。

- * 16年度末時点における実績

- ・ 収入関係：その他
 - ・ 医業収益の医業費用に占める割合
(16年度101.9%)

- * 17年度～21年度までの取り組み目標

- ・ 収入関係：(1) 未収金の徴収対策
 - ・ 訪問徴収・文書や電話による催告
 (2) その他
 - ・ 医業収益の医業費用に占める割合
(100%以上)
- ・ 支出関係：経費節減
 - ・ 経営改善及び施設の効率化に向けた見直し

政府管掌生活習慣病健診事業の開始

政府管掌生活習慣病健診病院の認定を受け、平成18年度4月から健診事業を開始します。

施設の整備及び医療機器の充実

健診事業の開始に伴い、施設を改修・整備し、さらに、多様化・高度化する医療需要に的確に対応し、市民の医療ニーズに応えるためにも医療機器を整備する必要があります。

(2) 水道事業

近年の社会経済情勢の変化や生活様式、生活形態の変化に伴い、水道水の需要は、年々増加傾向にあります。水需要の増加に適切に対応できるように、水供給の安定を図り、安全で安心して利用できる生活環境の整備が求められています。

そのため、水資源の開発、施設の改修及び主要な管路の拡張整備等を行うと共に、経営基盤の強化等に積極的に取り組み、より一層の自立性の強化と経営の活性化を図っていくことが必要です。

経営改革の推進

* 16年度末時点における実績

- ・ 浄配水場施設整備点検委託
- ・ 検針徴収業務の委託
- ・ 特別催告の実施
- ・ 臨宅徴収の実施
- ・ 水道料金の検討
- ・ 組織体制の見直し

* 17年度～21年度までの取り組み目標

- ・ 漏水等対応業務委託 (17年度から実施)
- ・ 組織体制の見直し及び実施 (19年度から実施予定)
- ・ 加入促進対策 (18年度から実施予定)
- ・ 水道加入金の改定 (19年度から実施予定)
- ・ 水道料金の改定 (19年度から実施予定)
- ・ 中期経営計画の策定 (19年度から実施予定)
- ・ その他

定員管理・給与の適正化

* 定員管理の適正化

市職員の枠組みに沿って適正化を図ります。

- ・ 16年度末時点における定員管理の適正化実績
(1名減員)
- ・ 17年度～21年度までの定員管理の適正化目標
(市の定員管理に基づく枠組みに沿った削減を行います。)

(単位：人)

事業名	数値目標				
	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1
公営企業	72	67	65	62	58
うち水道事業	22	19	19	17	17

* 給与の適正化

- ・ 市職員の枠組みに沿って適正化を図ります。

定員管理、給与の適正化の公表状況

* 給与については、市の条例に基づき公表します。

経費節減等の財政効果

* 16年度末時点における実績

- ・ 収入関係：未収金の徴収対策
 - ・ 特別催告
 - ・ 臨宅徴収の実施
- ・ 支出関係：経費節減
 - ・ 備品消耗品及び委託料の1割カット

* 17年度～21年度までの取り組み目標

- ・ 収入関係：未収金の徴収対策の強化
 - ・ 加入促進に伴う水道料金の増
 - ・ 水道料金の改定による収入の増
 - ・ 臨宅徴収の実施による収納率の向上
- ・ 支出関係：経費節減
 - ・ 経営改善及び施設の効率化に向けた見直し
 - ・ 市全体での人件費削減

(3) 下水道事業

近年の社会経済情勢の変化や生活様式、生活形態の変化に伴い、市民の健康で快適な生活と公共用水域の水質保全を図ることが求められています。

そのため、計画的に公共下水道及び農業集落排水の整備を推進するとともに、既存施設の改修を行い、経営基盤の強化等に積極的に取り組み、より一層の自立性の強化と経営の活性化を図っていく必要があります。

経営改革の推進

* 16年度末時点における実績

- ・ 未接続世帯の接続の推進
- ・ 特別催告の実施
- ・ 臨宅徴収の実施
- ・ 下水道使用料の検討
- ・ 組織体制の見直し

* 17年度～21年度までの取り組み目標

- ・ 組織体制の見直し及び実施 (19年度から実施予定)
- ・ 未接続世帯の接続の推進 (17年度から実施予定)
- ・ 下水道・農業集落排水使用料の改定 (19年度から実施予定)
- ・ 中期経営計画の策定 (19年度から実施予定)
- ・ その他

定員管理・給与の適正化

* 定員管理の適正化

市職員の枠組みに沿って適正化を図ります。

- ・ 16年度末時点における定員管理の適正化実績
(1名減員)
- ・ 17年度～21年度までの定員管理の適正化目標
(市の定員管理に基づく枠組みに沿った削減を行います。)

(単位：人)

事業名	数値目標				
	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1
公営企業	72	67	65	62	58
うち下水道事業	18	16	16	15	14

- * 給与の適正化
 - ・ 市職員の枠組みに沿って適正化を図ります。
定員管理、給与の適正化の公表状況
- * 給与については、市の条例に基づき公表します。
経費節減等の財政効果
- * 16年度末時点における実績
 - ・ 収入関係：未収金の徴収対策
 - ・ 特別催告
 - ・ 臨宅徴収の実施
 - ・ 支出関係：経費節減
 - ・ 備品消耗品及び委託料の1割カット
- * 17年度～21年度までの取り組み目標
 - ・ 収入関係：未収金の徴収対策の強化
 - ・ 接続世帯の増に伴う下水道使用料の増
 - ・ 下水道・農業集落排水事業に係る使用料の改定による収入の増
 - ・ 口座振替による使用料納付の推進
 - ・ 臨宅徴収の実施による収納率の向上
 - ・ 支出関係：経費節減
 - ・ 経営改善及び施設の効率化に向けた見直し
 - ・ 市全体での人件費削減

その他

1 地域協働の推進

市民と行政が協働してまちづくりを進めていくためには、市民が自ら考え、自ら行う自治活動を支援し、市民と行政が協働して、それぞれの役割と責任を果たしていく必要があります。市民は「納税者」としての市民と、「サービス受益者」としての市民という二つの側面を持つことから、市民の立場に立った行政経営に努めることが、市民と行政の信頼関係をより一層深めることに繋がります。このため、市民全体の公平性を考慮し、サービスの提供を積極的に推進

します。

自治会・ボランティア・NPO等の地域住民による自主的な活動に対する援助や活動場所の提供など、市としても活動主体との連携・協力を積極的に取り組んでいるところです。

その一つとして、市民の自主的な地域づくりの気運を醸成するとともに、地域の特性を活かし、個性豊かな魅力ある地域づくり活動を支援するため、市民自ら考え行う活動に対し支援する、「宇城市地域づくり団体活動支援補助金交付要綱」を制定し取り組んでいます。

2 公正の確保と透明性の向上

地方公共団体を取り巻く厳しい状況下において、地方公共団体の自己決定権がますます拡大していくことに伴い、地域の様々な力を結集し、これに対応していかなければなりません。そのためには、住民等への説明責任を果し、住民等の監視のもとに公正の確保と透明性の向上を図る必要があります。

本市においては、これまでに情報公開条例の制定、行政手続条例の制定をするなどして、これらに対応してきましたが、平成18年4月1日施行の行政手続法の改正により、命令等を定める際に広く一般から意見を公募する手続（いわゆるパブリック・コメント手続）が法制化され、地方公共団体においては、行政手続法第46条の規定により、努力義務とされています。

よって、行政運営の更なる公正の確保、透明性の向上が強く求められていることから、法の趣旨を踏まえ、早急にパブリック・コメント制度を導入し、今後、これらの制度を確立し、有効的に活用するとともに、公正の確保と透明性の向上に努めていきます。

(1) 情報公開の推進

情報公開制度の効率的な運用により、市行政の透明性を確保し、公平で開かれた市政への市民の理解と信頼を深めるとともに、市政への積極的な参加と協働の推進を図ります。

(2) 個人情報保護制度の適正な運用

市の事務事業の遂行及び市政の情報の発信にあたっては、取り扱う個人情報の性格と重大性を十分認識し、個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度の適正な運用を図ります。

(3) 行政手続制度の導入

行政手続制度は、旧町ではそれぞれ導入済みでしたが、宇城市としての行政手続制度を平成18年度中策定し、今後、この制度を有効に活用し、公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利保護を推進します。

(4) パブリック・コメント制度の導入

パブリック・コメント制度の導入は第1次宇城市行政改革大綱では、18年度中に導入することになっており、今後、この制度を有効に活用し、市民の積極的な市政への参加及び公平の確保と透明性の向上を図ります。

3 電子自治体の推進

電子自治体の推進は国県の動向を見ながら推進していきます。

(1) 17年度末時点における実績

行政手続きのオンラインの推進

県市合わせて272件の電子申請が可能になり、手数料等もインターネットバンキング（銀行口座の残高照会・入出金照会・振り込み・振り替え・各種決済などのサービスがインターネットを通じて受けられるシステム）の利用が可能です。

共同アウトソーシングの推進

「熊本県電子申請受付システム」においては、共同アウトソーシング（業務を外注すること。特に、情報通信システムの設計・運用・保守を企業外の専門業者に全面的に委託すること。資源の有効活用、費用の削減をめざして行われること。）を実施しています。

公的個人認証サービス

「熊本県電子申請受付システム」において、導入しています。

(2) 17年度から21年度までの取り組み目標

電子自治体の構築

電子申請で手続きができるものを順次拡大し、県と共同で携帯電話からも申請できるように構築します。

業務・システム全体の最適化（効率化・合理化）

行政の簡素・効率化と行政サービスの質的な向上を同時に実現するとともに、単に行政手続きの電子化に留まらず、行政改革を通じて市民の満足度向上を実現するため、業務・システムの全体の最適化を行います。